

(令和5年の日付) (例: 土日を含む日付)

書類等		カレンダー		3月30日(木)	3月30日(金)
				3月31日(金)	3月31日(土)
				4月1日(土)	4月1日(日)
				4月2日(日)	4月2日(月)
着任届	届出日	4月3日 (实际の日)	4月2日 (实际の日)		
	発令日	4月1日	4月1日		
	着任日	4月3日 (实际の日)	4月2日 (实际の日)		
宣誓書	届出日	4月3日 (实际の日)	4月2日 (实际の日)		
赴任旅費	発令日	4月1日	4月1日		
	命令日	4月1日 ※新規採用は4月3日	4月1日 ※新規採用は4月2日		
	旅行日	4月3日 (实际の日)	4月2日 (实际の日)		
転任書類送り状の日付		3月31日	3月30日		
出勤簿(写) 奥書証明日		3月31日	3月30日		
履歴書照合欄の日付		3月31日 ※定年退職は3月31日 期限付職員は任用最終日	3月30日 ※定年退職は3月31日 期限付職員は任用最終日		
通勤手当の 事実発生日	新たに受給要件を具備する場合	採用又は異動の場合	4月1日 ※赴任期間内に要件を具備した場合に限る	4月1日 ※赴任期間内に要件を具備した場合に限る	
	既に通勤手当を支給されている場合	異動の場合	4月1日 ※赴任期間内に要件を具備した場合に限る	4月1日 ※赴任期間内に要件を具備した場合に限る	

◎通勤手当の事実発生日資料

事 例		事 実 発 生 日
新たに受給要件を具備する場合	採用又は異動の場合	発令日(赴任期間内に要件を具備した場合に限る)
	住居変更の場合	移転の完了した翌日
	上記以外	実際に通勤することとなった日
既に通勤手当を支給されている場合	異動の場合	発令日(赴任期間内に要件を具備した場合に限る)
	住居変更の場合	移転の完了した翌日
	通勤方法の変更の場合	実際に通勤することとなった日